

いえます。

技能実習生で一番大きな問題は、労働条件通知書にサインしていながらそれを交付されていないことと、またその内容とは全く違った扱いを受けていることです。研修目的外の研修＝労働は当たり前の話ですし、勤務時間や休日そして年次有給休暇は記載はあっても与えられていないのが現実です。賃金についてみると月給制とは言っても最低賃金に所定労働時間を乗じた金額ですが、最初から時間給しか記載されていないものもあります。

賃金に関しては次のような問題がよく見られます。

(1) 広島県の最低賃金(平成23年10月1日、産業別は平成23年12月31日発行)

最低賃金は県ごとの実態に応じて決められており、また産業ごとに最低賃金が定められています。これを逆にとり、労働条件通知書には産業別の最低賃金(一般最低賃金より高い)を記載し、実際に支払うのは一般の最低賃金であったという例もありました。この場合労働条件通知書は交付していませんでした。相談に来て残業代未払分の計算をしている中で判明し、本人たちに確認すると後輩が入ってきて労働条件通知書にサインをするためアパートに持って帰ってきたことから自分たちとは違うことに気づいていました。広島県の主要な最低賃金は次のようになっています。

一般	710円	自動車	784円	造船	825円	情報通信 機器製造	761円
----	------	-----	------	----	------	--------------	------

(2) 残業代を一切支払わないもの又は一定時間しか支払わないもの

この問題は全ての労働者に該当する問題といえますし、日本人でもこれに該当する人は多いと思います。外国人技能実習生の場合、某協同組合が弁護士さんに向かって「日本人にも残業代を支払っていないのなら外国人技能実習生に対しても払う必要はない。」と指導していると明言したとのことでした。送り込んだ会社から毎月高額な管理費を取らなければならないためこのような指導をしたのでしょうか。これがすべての協同組合に当てはまるとは思いたくありませんが、技能実習生制度にはこうした実態があらゆる面に表れてくるため現代の奴隷制度と揶揄されているといえます。

大手の会社でも一定時間しか残業代を支払わないという会社は多いといえます。私が勤務していた会社では事業場の規模や実績に応じて残業時間の枠が設定されていました。ただ労働密度が必ずしも高くないホワイトカラーに工場で働く人たちと同様に厳格に残業時間計算をすることには抵抗を覚えますが・・・。

(3) 労働時間集計の問題

この問題では単純に労働時間を短く算定するケースと始業終業時間前後の朝礼・掃除等の時間を労働時間にカウントしていないケースがあります。就業規則等に定められた始業時間の15分前から朝礼をする場合、また終業時間後の掃除等が義務付けられている場合には労働時間となりますが、無視されているのが当たり前となっています。このあたりも厳格に法律を適用するのがいいのかわか・・・しかし、トラブルが起これば厳格に請求せざるを得ません。

(4) 休日の扱い

休日は原則週1回確保しなければならず、1週40時間労働の枠があるため1日8時間労働であれば週2回の休日が必要になります。しかし休日は週1回で働いている技能実習生が多くいます。そうすると1回の休日については残業扱いとなり25%の割増賃金を支払う必要がありますが、これが無視されていたり、月額 円と決まっている場合にはその日の賃金自体が支払われていないケースがあります。

(5) 変形労働時間制

労働時間は1週40時間、1日8時間以内とする必要があります。しかし業務の実態に応じて1週間、1か月また1年の期間の労働時間を平均して1週40時間に収めればよいという制度を労働基準法は定めています。これが変形労働時間制と呼ばれるものですが、これを実施するためには就業規則で

定めたり労働基準監督署に届け出る必要があります。当然、技能実習生に渡す労働条件通知書にも記されている必要があります。労働時要件通知書に記され、労働基準監督署への届もされいながら実態としては届け出通りの勤務体制が無視されている場合が多々見られます。要するに、残業代を支払わないための方便として悪用されている例が多くみられます。

(6)休業手当との関係

使用者の都合によって仕事を休ませた場合には平均賃金(過去3か月の平均日額)等の60%の休業手当の支払いが義務付けられていながらも無視されているケースがあります。同時に、各種助成金をだまし取る目的でタイムカードを押させずに労働させ、その日の賃金は現金で渡すといった例があります。技能実習生問題の乏しい経験の中でも数件遭遇しましたので世間一般広範に行われているようです。

(7)残業基礎給に含まれる手当そうでない手当

残業代といっても一口に行っても残業代の時間単価をどのように計算するかといった問題があります。技能実習生の場合手当類はまずありませんので、時間単価で賃金が決まっている場合にはその時間単価に一定の率を乗じればいいのですが、月額の場合には1年間の所定労働時間をもとにして時間単価を算出します。問題なのは、手当が付いている場合、その手当が残業代の時間単価を算定する際に含めるかどうかと言った問題があります。労働基準法は施行規則で時間単価に含めない手当を次のものに限定しています。家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われた賃金です。労働に基づかないものや毎月定例的に支払われない賃金が除かれています。日系ブラジル人の例で最後の、「一箇月を超える期間ごとに支払われた賃金」での問題がありました。これは稼働時間に一定の率を乗じたものを「能率給」として各月ごとに計算した額を2か月毎に支払っていたものでした。労働基準監督署に確認しているとのことでしたが、残業時間単価を低く抑えるための方便でしかなく実態としては毎月計算し、支払い時期を1か月遅れとしていただけなので無理がある話です。先の変形労働時間制の場合もそうでしたが労働基準監督署は持ってこられた書類また問い合わせがあった部分でしか回答できないので自分に都合のいい回答が引き出せますが、いざ立ち入り調査となれば実態をみて判断しますの全て否定されることとなります。

(8)賃金控除項目から

これまで触れた問題は賃金の支給・計算の面からのものでしたが賃金の支給があれば所得税のように当然控除される項目があります。社会保険料や雇用保険料また住民税などが必ず控除される項目となります。技能実習生の場合これらに加えて家賃・水道光熱費また積立金等内容の分からないものが引かれています。先日、会社が、社会保険を一切かけておらず、本人も日本語が読めないため国民健康保険も国民年金も一切支払っていない技能実習生がいました。あと2か月で帰国する時期だったので会社に対して社会保険への加入要請も、未納に対する支払督促も無視しましたが、もし事故に遭い障害1級に該当したら何らの補償もなく帰国せざるを得ないこととなります。彼の場合、残業が多ければ賃金が増えますが毎月万単位の支給で賃金計算などしないどんぶり勘定でした。熱を出しても当然のこと年休はとれず働かされていました。家賃には問題もなかったので彼の場合はまだいい方だったといえます。あくどい話としては、会社が社会保険の資格取得しないまま賃金を回収するため保険料を控除していた例をいくつか聞いたことがありますし、家賃の問題では入居者の家賃を合計すると相場の倍になるケースは当たり前といえます。当然、アパートの程度はかなり悪くため息が出るのが現実です。数え上げればきりがありませんが、私たち日本人では問題にならないこの賃金控除の項目に大きな問題が潜んでいるのが技能実習生問題の特徴と言えます。

平成 23 年度「フィリピン人労働者を支援する会」活動報告

昨年 5 月にフィリピン人労働者を支援する会を結成し、4 月から翌年 3 月を事業年度としていますので、第 1 回目の活動の概況及び収支状況を報告します。

(1)活動報告

活動報告は毎年 1 月から 12 月で行っていましたが、今回からこの会の年度に合わせるため、1 年と 3 ケ月の集計となりました。この間記録に残っている相談・セミナー・交流会が 40 件程度ありました。このうち交渉・裁判等に進んだものが 12 件あり、内訳は裁判 1 件、地位保全申請 1 件、労働審判 1 件、簡易裁判所 1 件そして弁護士からの内容証明で解決したもの 1 件、さらに 24 年 4 月に裁判に進むもの 1 件と初めて経験することばかりでした。中でも労働時間中に暴行を受けた技能実習生(裁判)と残業代請求と傷病手当金の請求した技能実習生(労働審判)はいずれも解決して帰国するまでに 10 か月を要しました。さらに勤務先の会社が解雇し、強制帰国させようとした技能実習生(地位保全)は 5 か月保護し、全ての問題が解決しないままビザの関係から 4 月 19 日に帰国せざるを得ず、帰国前日の 18 日に残業代請求の訴状を広島地方裁判所に提出しました。こうした長期間にわたる保護が必要になると、住まいの確保や生活費の問題などを始め彼らを中心とした生活とならざるを得ず、個人的に支え続けることは不可能であり「フィリピン人労働者を支援する会」を結成し広く資金援助を仰がざるを得なくなりました。こうした中、2 名の弁護士さんからの協力がえられ、宿舍の提供や通訳として動いてくれる人も新しくできましたが安定した組織的な支援体制からは程遠いのが現状です。

24 年 2 月には、呉カトリック教会のフィリピン人たちが主催したシンギングコンテストの開演に先立ち簡単な活動報告、働く者の相談室くれのメンバー紹介そして支援中の技能実習生達からのスピーチをおこない、福山カトリック教会では初めてセミナーも開催し、その場で出た残業代未払の相談は地元福山ユニオンたんぼぼとの連携で解決しました。その他、フェイスブックを通じての相談が寄せられ対応する範囲も広がってきました。今のところは技能実習生が中心ですが、それ以外のフィリピン人のかかえるビザ、離婚、医療関係等も増えつつあり専門外のことなので対応するかどうか二の足を踏まざるを得ないのが現状です。途中で立ち消えになる例が多いから問題はないのですが。このあたりは 24 年度の課題となってきました。

記録に残したもの 41 件 の内訳

労働問題					相談のみ	セミナー 交流会	その他
交渉に入ったもの							
保護	解雇 帰国	解雇	残業	全般			
4 件 5 人	2 件	4 件	3 件	3 件	9 件	6 件	14 件

その他の中には個人間のトラブルやビザの問題が中心であり、家庭裁判所に調停を依頼したものが 1 件、簡易裁判所に本人が持ち込んだものが 1 件ありました。記録には残していませんが離婚がらみの問題が数件情報としてあります。こうした労働問題以外のものが増えてきています。

(2)収支報告

この会の発足以来 38 名(法人 3 件含む)からの入会・寄付をいただき強制帰国となり保護したフィリピン人技能実習生延べ 6 名に対して延べ 90 万円の生活費の貸付を行いました。貸付金額が一番多い時期には 2 名に対して 70 万円弱、一人に対しては 50 万円強の貸付金が発生しました。月々 5 万円の貸付金の中から仕送りしていることを考えると非常に苦しい生活を強いていたのが現状です。同時にビザの関係で長い期間にわたり仕事を行えず、所在ない生活を送らざるを得ないことに対して何もできないもどかしさを感じざるを得ませんでした。10 か月の保護を要した者が 2 名おり、住居については教会と個人住宅の提供を受け、また通訳等のボランティアでの活動をしていただいた方たちのおかげで無事解決し、帰国しました。こうした今年度の状況を考えれば、基金のより一層の充実と支

援体制の確立が急務といえます。

収 支 内 訳 書

平成 24 年 3 月 31 日

収 入		支 出	
会 費	65,500	交通費	0
維持会費	10,000	通信費	0
寄付金	138,000	印刷代	0
受取利息	9	消耗品	0
		雑費	0
貸付金戻入	230,000	貸付金	230,000
		次期繰越金	213,509
合 計	443,509	合 計	443,509

貸付金について

貸付金は現預金残高が無い場合には、個人からの貸付金で対応しこの会の収支には含めていない。こうしたものを含めて延べ6人に合計905,130円貸付を行い、3月末現在1名に150,000円の貸付（全額個人からの貸付で4/18全額回収済）がある。

(3) フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い

外国人技能実習生を始め外国人がさまざまな問題を抱えて生活しています。技能実習生たちは問題がありながら、恐怖感から相談に来ない現状があります。問題解決に向けて思い切ることができるかどうか別として、3年間の日本滞在を楽しいものにも視野に入れた活動を今年度は考えています。

なお、この会は、フィリピン人に限定しておらずあらゆる国籍の人に対して支援しています。

新年度に当たり、会費納入等会の活動維持にご協力お願いいたします。

会 費 : 正会員 1口 1,000円(実習生 500円)、維持会員 1口 10,000円

寄 付 : 金額自由

銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3805299

フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛

事 務 局 : 小松社会保険労務士事務所内 〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯電話 : 090-7590-0215

健康保険「限度額適用認定証」

病気になるとどこまで医療費がかかるか私たちにはわかりません。特に、緊急入院した場合など退院時にどの程度のお金を用意しなければならないかと考えると憂鬱な気分にならざるを得ないのが現実ではないでしょうか。自己負担額(3割)の一定額を超えた医療費については後日領収書を添えて保険者に請求すれば高額療養費として戻ってくるということが分かっているにもかかわらず一時的には自分で支払わざるを得ないとなるとどのように算段するか悩ましいところです。高額医療の貸付制度も利用できますがこれはその都度手続きをしなければならないのが難点です。今回紹介したこの制度は、事前に保険者に手続きを取り、「限度額適用認定証」をもらっておけば、初診時に保険証とともに「限度額適用認定証」を病院に提出しておくことで高額療養費に該当する部分の医療費を控除した額のみ病院の窓口で支払えばいいこととなります。そうは言っても限度額プラス医療費の1%は負担しなければいけません・・・。

スペイン紀行. 7 : アンダルシアの大地 カルモナ・パラドール

東雲クリニック 竹岡秀生

今、私はカルモナ。アラブ式城塞のパラドールにいます。先月は「桜の話題」で1ヶ月開いたので、今までの“いきさつ”をお話すると・私はコルドバ、セビーリヤと旅行中に、突如現れたカルメンという「怪しい魔性の悪女」に付き纏われ、大切なエクレシア原稿を乗っ取られてしまいました。

彼女はプロスペル・ペリメの小説では死んだはずだったのですが、魔性で甦って、現世を彷徨いながら歴史研修をしているらしいです。今日も元気に彷徨っておられます。(^_^)

朝日に匂ふ山桜花 :(写真1)

Hola!! 日本の皆さん、お花見は済まされましたか？

「花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものは。・・咲きぬべきほどの梢、散りしをれたる庭などこそ見所おほけれ」

「敷島の大和心を人とはゞ朝日に匂ふ山桜花」



吉田兼好と本居宣長、この二人は時代背景や立場、見方、考え方の違いは対照的だけど、彼らに思いを寄せられた桜はともに幸せ・そして先月の「みくるま返しの桜」の話で、桜とバラは、実は近い間柄 Rosaceae だったと知りました。そうだ！ 今度から私を紹介する形容詞は「怪しい魔性の悪女」じゃなくて「美しきアンダルシアのバラ」にして頂戴ね！！

写真1 みくるま返しの桜

アンダルシアの大地 カルモナ・パラドール:(写真2 - 8)

さて、カルモナ城塞は、セビーリヤ・アルカサルを整備した国王ペドロが、愛人と過ごしたのだとか。現在は国営パラドールに改装されています。



写真2 カルモナ・パラドール



写真3 城砦・パラドール正面

部屋の窓は、雨戸を閉めると星空に変わります。幻想的な噴水の中庭・・・。
レコンキスタ、政争・・・多忙なペドロ王にとっても、愛人と過ごしたこの地は大切な場所だったと思います。

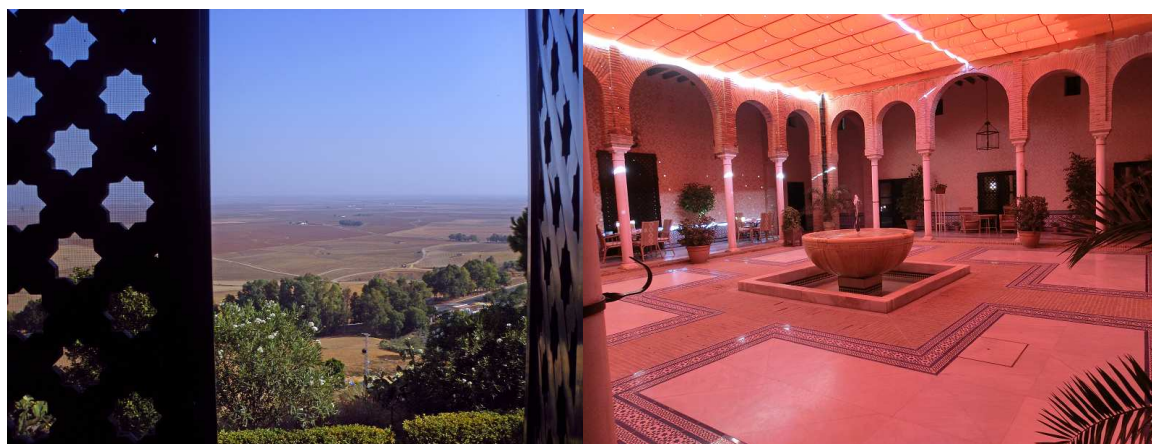


写真4 パラドールの窓から

写真5 噴水の中庭



眼下には、太陽の国、アンダルシアの大地が広がります。

夜は本当に静かです。

城門の夜景も趣きがありますよ。

写真6 アンダルシアの大地



写真7 バルコニーから

写真8 パラドールの夜景

さあ、紀行の後半も引き続き「美しきアンダルシアのバラ」の私、カルメンのご案内いたしますね！！ あら竹岡さん、なぜ、ため息ついているの？
今晚はゆっくりとお休み下さいね。Ciao・・・（次号に続く）

本の紹介

奇跡の生還へ導く人

～ 極限状況の「サードマン現象」～

ジョン・ガイガー著 新潮社 1800円

読売新聞に著名人がこれまでの人生を連載で振り返っている「私の履歴書」という欄があります。今、三浦雄一郎が連載していますが、今日の記事の中にエベレストで遭難状況の中で誰か分からない第三者から励まされたという記述がありました。このようにはっきりとはしないまでも誰かに励まされているような気配を感じたことがある人は多いのではないのでしょうか。単なる錯覚として切り捨てることもできますし、カトリックでいう自分の守護天使が守ってくれていると感じてもいいでしょうし、また長い人類の歴史の中で祖先が経験してきた経験が私たちのDNAの中に記憶されている何かが呼びさまされたといってもいいかもしれません。守護天使の例に倣えれば普段私達には感じることでできない霊的な世界が存在すると理解することもできるかもしれません。ただ危機が去り、生還し何の心配もなくなり心が軽くなったときにはそうした存在・感覚は消え去っており確認することもできない口外されることも少なかったのかもしれない。

前書きの最後に、「サードマンは、私たちが根本的にいかに一人であるか、と同時に、人間がいかに他人とつながる可能性を持ち続けているかを物語る。最悪の時でさえ、救いの手があらわれるかもしれないことを私たちに教えてくれる。」とあるように困ったときの神頼みや火事場の馬鹿力ではありませんが私たちの体には想像もつかない能力が潜んでいることに気づかず、またこの世界も自分の背丈を中心に理解したことで満足していることからそうしたものを無視してしまっているのかもしれない。生きたい、合格したいと本当に必死になった時の思いがこのサードマンとして現れるのでしょうか。よい方向であれ、悪い方向であれ必死になった人には思い当たるものがあるのではないかと思います。この本は、こうした記録を集めさまざまな方向から検討しています。それらがどのようなものかは別として読み物としても楽しめます。

言葉

枯れた谷に鹿が水を求めるように
神よ、私の魂はあなたを求める。
神に、命の神に、私の魂は渴く。
いつ御前に出て、神の御顔を仰ぐことができるのか。
昼も夜も、私の糧は涙ばかり。
人は絶え間なく言う「お前の神はどこにいる」と。

詩編 42 章 2 節 ~ 12 節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

テニスサークル アレオパゴス会議

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk.2002.com/>

平成24年 5月 1日 発行